

第七十八号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「次のいずれか」を「非常勤職員であつて、次のいずれか」に、「非常勤職員以外」を「もの以外」に改め、同号イ(1)中「一歳六か月到達日」という。）の下に「（当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては、当該期間の末日から六月を経過する日）」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下ロにおいて同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの  
第二条第一号ハを次のように改める。

ハ その養育する子が一歳六か月到達日において育児休業をしている非常勤職員であつて、第二条の四に掲げる場合に該当して当該子の一歳六か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条第一号ニ中「、当該育児休業に係る子について」を削り、「が更新され」を「を更新され」に、「に特定職に引き続き」を「引き続きいて特定職に」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「引き続き任用される日」を「任用の日」に改める。

第二条の三第三号中「養育するため、」を「養育する」に改め、「当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を削り、「するとき」を「する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときは口及びハに掲げる場合に該当する場合、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号中口をハとし、同号イ中「（当該非常勤職員が」の下に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の下に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の三第三号に次のように加える。

ニ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこ

の号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の四中「ため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「非常勤職員が」に、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める特別の事情がある場合にあっては第三号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の四に次の一号を加える。

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の五を削る。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「その」を「任期を定めて任用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続きいて特定職に」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「引き続き任用される日」を「任用の日」に改め、同号を同条第七号とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項第一号の条例で定める期間）

第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までの期間とする。

第七条第六号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二条第一号イからニまでに規定する非常勤職員からの育児休業の承認の請求、同条例第二条の三第三号に掲げる場合及び同条例第二条の四に規定する場合に該当する非常勤職員からの育児休業の承認の請求、同条例第三条第七号に掲げる事情による育児休業の承認の請求並びに同条例第三条の二に規定する期間内に育児休業をした職員からの育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の職員の育児休業等に関する条例第三条第五号及び第七条第六号の規定の適用については、なお従前の例による。

#### （提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第三十五号）の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）の改正に伴い、再度の育児休業の取得に係る要件を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。